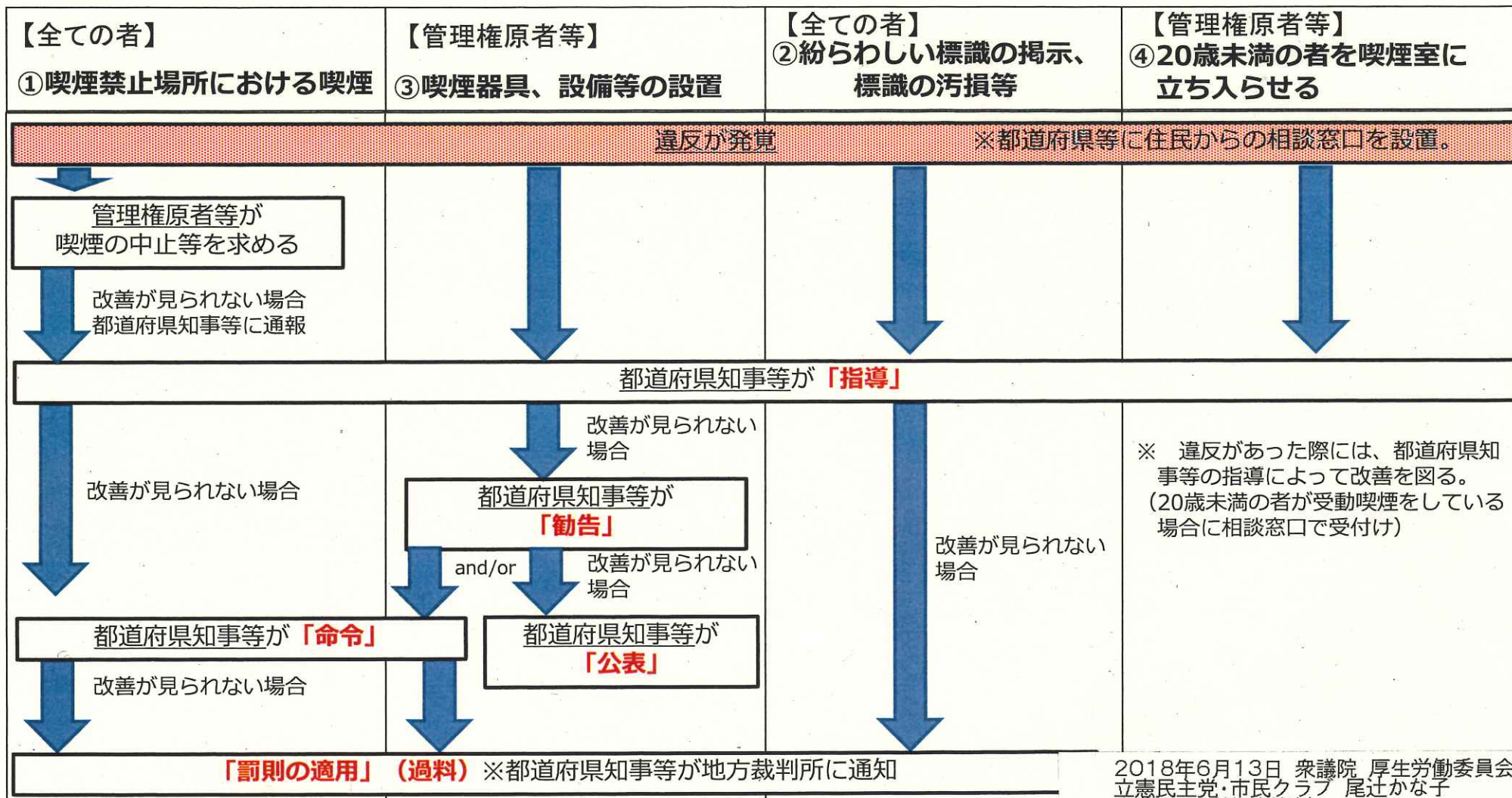


# 本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
  - 【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
  - 【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
  - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

## <義務違反時の対応>



アメリカ環境保護庁による屋外大気の質分類 (全死亡増加率は松崎付加)

空気の質レベル	PM <sub>2.5</sub> ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	説明	WHOガイドラインに基づく全死亡増加率(%)	
			急性曝露	慢性曝露
<b>緊急事態</b> Hazardous	251-	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が著しく重くなり、死亡率も著しく高まる。一般の人々に重い呼吸器症状があらわれるおそれあり。	25-	150-
<b>大いに危険</b> Very unhealthy	151-250	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が一層重くなり、死亡率が一層高まる。一般の人々の呼吸器疾患も明らかに増加する。	15-25	90-150
<b>危険</b> Unhealthy	66-150	心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、一般の人々に呼吸器症状があらわれる。	6-15	36-90
<b>弱者に危険</b> Unhealthy for sensitive groups	41-65	感受性の高い者に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りの病状が悪化し、死亡率が高まる。	4-6	24-36
<b>許容範囲内</b> moderate	16-40	特別感受性の高い人に呼吸器症状があらわれる。心臓や肺の悪い人、お年寄りでは病状が悪化するおそれあり。	1-4	6-24
<b>良好</b> good	0-15	空気の質は良好であり、健康危険はほとんどない	基準	基準

